

社会

【タグ】千葉市中央卸売市場 | 築地市場 | 豊洲市場 | 買い物ツアー

築地「営業権」主張業者、豊洲の業務停止処分取り消し求め提訴

永尾俊彦 | 2018年12月20日9:49AM

東京都は、解体が進む築地市場に私物を残していた仲卸業者2社に12月1日から移転先の豊洲市場での業務停止30日間の行政処分をした(11月26日付)が、2社はその取り消しを求めて近く東京地方裁判所に提訴することを決めた。

2社は、築地市場の解体工事を止めるため、10月に豊洲市場に移転した後も、冷蔵庫などを築地市場の自社の店舗内に残していた。

これに対し、都は「自己の費用で当該施設を原状に復して返還」する義務を定めた東京都中央卸売市場条例91条に違反したとして処分した。

都の担当者は、筆者の取材に「2社は、築地市場の閉場までという使用指定にともない営業をしていましたが、閉場(10月10日)で市場の使用資格がなくなったのに原状回復をして店舗の返還をしなかったので処分しました」と説明した。

かき入れ時の12月の業務停止は大打撃だ。営業権を主張して築地市場を守るために今年6月に結成された2社を含む築地市場営業権組合によれば、12月は平常月の約3倍の売り上げになるという。

都の行政処分について、同組合の助言者である熊本一規・明治学院大学名誉教授はこう反論する。

「たとえば、大家さんがアパートを建て替えるので間借り人に出ていってもらう場合、大家さんの都合で建て替えるのだから、間借り人の引っ越し費用は負担するのが慣行です。逆に間借り人の都合で出て行くなれば引っ越し費用は当然本人が負担します。つまり、大家の都合なのか間借り人の都合なのかポイントです。築地市場の場合、大家である都の都合で勝手に豊洲移転を決めたのに間借り人である仲卸業者の引っ越し費用すら負担していません。しかし、91条は使用者、つまり仲卸業者ら間借り人に原因があって使用資格が消滅した場合に原状回復と返還の義務を定めた条例ですから、何の落ち度もない仲卸業者にこの条例を適用すること自体が違法なのです」

行政処分に「重大かつ明白な瑕疵」がある場合には無効になる。

週刊
週刊

改



●

元

●



●

1位
大

2位
『朝
『提

3位
再
今

4位
電
罪

5位
『朝
撃

6位
『産
会

7位
置

8位
緊
法
島

9位
東

10
N